

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）鳥取大学 国立大学法人鳥取大学をいう。</u></p> <p><u>（2）地域枠推薦入学 鳥取大学の県内における地域医療に貢献したいという強い意思を持つ者を対象とする推薦入学をいう。</u></p> <p><u>（3）地域枠入学者 鳥取大学の医学を履修する課程に地域枠推薦入学による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。</u></p> <p><u>（4）奨学生 第6条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。</u></p> <p><u>（5）平成19年度鳥大特例者 奨学生のうち、鳥取大学の医学を履修する課程に地域枠推薦入学以外の区分による選抜に合格して入学（以下「一般入学」という。）し、かつ、平成19年度における奨学金の貸付申請時に同課程の第3学年から第5学年までの学年に在学していた者をいう。</u></p> <p><u>（6）平成19年度県外在学生 奨学生のうち、鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、かつ、平成19年度における奨学金の貸付申請時に同課程の第2学年から第5学年までの学年に在学</u></p>	

していた者をいう。

(7) 鳥大一般学生 一般入学し、鳥取大学の医学を履修する課程に在学している者をいう。

(8) 県外学生 鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者をいう。

(奨学金の借受者の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者であること。

(2)及び(3) 略

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 地域枠入学者 月額12万円

(2) 地域枠入学者以外の者 月額10万円

2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月(平成19年度鳥大特例者及び平成19年度県外在学生にあっては、奨学金の貸付申請を行った日の属する年の4月)から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分(平成19年度鳥大特例者及び平成19年度県外在学生にあっては、72月から奨学金の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分。第7条において同じ。)を限度とする。

(奨学金の借受者の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 県内の高等学校を卒業した者(これに準ずる者として知事が別に定めるものを含む。)であって、大学の医学を履修する課程に入学(国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。))にあつては、県内における地域医療を志す者が入学する地域枠推薦入学に限る。)し、同課程に在学しているものであること。

(2)及び(3) 略

(平成19年度における特例)

第2条の2 平成19年度において奨学金の貸付けを受けることができる者は、前条に規定するもののほか、鳥取大学に同条第1号の地域枠推薦入学以外の入学区分により入学し、かつ、医学を履修する課程に在学している者(奨学金の貸付申請時に第3学年から第5学年までの学年に在学している者に限る。以下「平成19年度特例者」という。)とする。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる借受者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号の地域枠推薦入学により入学した者(以下「地域枠入学者」という。) 月額12万円

(2) 前号に掲げる者以外のもの 月額10万円

2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月(平成19年度特例者及び鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に在学している者(奨学金の貸付申請時に第2学年から第5学年までの学年に在学している者に限る。以下この項において「県外在学生」という。))にあつては、奨学金の貸付申請を行った日の属する年の4月)から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分(平成19年度特例者及び県外在学生にあっては、72月から奨学金の貸付申請時に在学している学

3及び4略

(貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 鳥大一般学生 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。

(2) 県外学生 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受
けることができない場合は、この限りでない。

(貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が通算して72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1)~(4) 略

2及び3 略

年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分。第7条において同じ。)を限度とする。

3及び4 略

(貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる借受者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に在学する者(以下「県外学生」という。) 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受
けることができない場合は、この限りでない。

(2) 平成19年度特例者 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。

(貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が通算して72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第8条 知事は、第6条の規定による通知を受けた者(以下「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1)~(4) 略

2及び3 略

第8条の2 知事は、前条第1項の規定によるほか、奨学生（地域枠入学者を除く。次項において同じ。）が第6条の2の規定により付された貸付けの条件に違反したときは、当該条件に違反することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切ることができるものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

2 略

（貸付金の返還）

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

（1）略

（2）大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める期間）以内に医師免許（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。

（3）及び（4）略

第8条の2 知事は、前条第1項の規定によるほか、奨学生（平成19年度特例者及び県外学生に限る。次項において同じ。）が第6条の2の規定により付された貸付けの条件に違反したときは、当該条件に違反することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切ることができるものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

2 略

（貸付金の返還）

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

（1）略

（2）大学を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める期間）以内に医師免許（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。

（3）及び（4）略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。